

三重大大学の課外活動（運動系・文化系）における感染予防基本対策 について

三重大大学危機管理委員会
2023 年 2 月 14 日 承認

はじめに

三重大大学における様々な運動系・文化系の課外活動は、全て申請許可制のもとで行われます。

三重大大学において課外活動を行う時には、「三重大大学の教育・研究における担当教員・学生のための新型コロナ感染予防基本マニュアル」を遵守してください。

さらに運動系の課外活動では、「三重大大学の運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」を遵守してください。

特定の運動・スポーツなど、活動の種類によっては接近したり、接触したりする状況が生じ得ます。このような活動では、接近や接触について記載された各種スポーツ協会ガイドラインなど、根拠となる書類を申請書に添付してください。

運動系も文化系も、実際の活動にあたっては、それぞれの活動の特性に応じた感染予防策を加えてください。

運動系・文化系課外活動を開始できる条件（学生・指導者）

- （１）活動日を 0 日とし、7 日前から、風邪の症状（頭痛、咽頭痛、咳など）や 37.5° C 以上あるいは平熱より 1℃以上高い発熱がないこと。
- （２）活動 7 日前から強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がないこと。
- （３）同居者に（１）又は（２）の症状がないこと。

- (4) 活動 7 日前から入国制限措置及び入国後の行動制限をとっている国・地域への渡航歴がないこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染者と濃厚な接触がないこと。

運動系・文化系課外活動の段階的な実施について

活動の種類

- (1) 個人練習
 - (2) 数人でのグループ練習（キャッチボール、パスの交換、パート練習など）
 - (3) 全体練習（競技・試合、合唱、合奏など）
 - (4) 対外試合、一般ホールでのコンサート、対外交流行事など
- ・(4)の活動を行う時は、開催場所（広さ）、入場者・観客数の制限、入場者・観客等への感染対策などに配慮した申請書を学生総合支援機構に提出し、学生総合支援機構の許可を受ける必要がある。

運動系の課外活動について（活動に参加する学生・指導者）

「三重大大学の運動・スポーツ活動時における感染予防基本対策について」を遵守し、活動する。

文化系の課外活動について（活動に参加する学生・指導者）

- (1) 検温
 - ・ 活動当日には自宅で検温を行う。
 - ・ 当日 37.5℃以上の発熱者、平熱より 1℃以上高い者、または体調不良を訴える者は参加しない。
- (2) 手指の消毒
 - ・ 部室や練習室など屋内施設に出入りする時には、その都度 70%アルコール

ルなどで手指を消毒する。

(3) キャンパス内におけるマスクの着用ルール

- ・屋内では、運動時などを除き、マスクの着用を推奨する。
- ・屋外では、話しながら歩くなど、目安 2m 以上の距離が取れない場合はマスク着用を推奨する。

※マスク着用時は、こまめな水分補給などにより、熱中症を予防する。

- ・合唱や管楽器の演奏などでは、室内においてもマスクの着用を求めないが、換気や互いの距離に十分配慮する。

文化系課外活動中の注意（活動に参加する学生・指導者）

(1) 十分な換気

- ・部室や練習場では密閉空間にならないよう、十分な換気を行う。
- ・部室や練習場の出入り口や換気する窓は、可能であれば常時開けておくことが望ましい。
- ・冷暖房を行なっているときでも、1 時間に 1 回程度は窓および出入り口を全開にして換気を行う。
- ・合唱や管楽器の演奏など、室内でもマスクを外す活動では、特に換気に気を付ける。

(2) 互いの距離

- ・活動の種類にかかわらず、互いの距離をなるべく広く取る。
- ・合唱や管楽器の演奏など、室内でもマスクを外す活動では、できるだけ 2m 以上の距離を開ける。

(3) 大きな声での会話を控える。

(4) 位置取り

- ・互いが対面になる位置は極力避ける。
- ・合唱や合奏などでは、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、斜め後方に位置を取るなど、前の人の呼気の影響をなるべく避けるようにする。

(5) タオルの共用はしない。

- (6) 飲食は、指定場所で行い、周囲の人と 1 m 以上の距離を取り、会話は控え目にする。
- (7) ゴミは決められた場所に捨てる。
- (8) スポーツドリンクなどの飲み回しはしない。
- (9) 屋内・屋外のトイレや洗面所の使用時には手指消毒を行い、施設に戻る時にも入り口で手指消毒する。

活動後の注意

- (1) 自分たちが使用した椅子や机などを消毒用スプレーとペーパータオルなどを使って清掃する。
- (2) ドアノブなど多くの人が触る部分は特に注意して清拭・消毒する。
- (3) ゴミは、種別にまとめ、さらに大きなビニール袋に入れて密閉し、室外に出す。
- (4) 活動終了後 7 日以内に新型コロナウイルス感染症を疑う症状が見られた場合は、課外活動をしていたことを速やかに所属部局の学務担当（学生）または総務担当（職員）に連絡する。

その他

- ・ 運動・スポーツ活動後の生活においても、厚生労働省や三重県の提唱する感染防止対策を遵守し、感染拡大が起きないように注意する。
- ・ この基本対策は、今後の状況により改訂されることがある。